

には地方債の変更でございます。歳入歳出予算の補正額は一億五千五百三十五万二千円の追加で、予算総額を八十三億五千八百二十八万六千円と定めようとするものでございます。

大綱的に申し上げますと、歳入歳出とも昭和五十三年におきます見込みの額をできる限りの確に使用して、現行予算額との調整を図りまして、それと小補正をいたしたものでございます。なお、歳出につきまして、余剰財源を充たせていたでございます。将来事業の財源に備えるために約三億九千万円の積み立てを行っております。

次に、歳入歳出に当たりまして、その概要につきまして御説明申し上げたいと思います。

まず歳入におきまして、調定増等に伴います市民税を始めとする関係諸税の増収見込みがここにさうに確定をほぼ見ましたので、この分をいたしまして市税約六千八百万円の追加、それから地方交付税のうち特別交付税分が確定いたしましたことによります約一億円の追加、それから国庫支出金で各事務事業の増と減に伴います相殺額をいたしましての計上が約二百七十万円の減額、それから、都の支出金におきましては振興

交付金、これが一千八百万円確定をしまして、その増と、各種都の補助関連事務事業の減に伴います補助金等の減額との相殺額約一千四百万円を追加、それから収入におきまして、収益事業が予測を上回った実績を得ました関係で、配分金の増を二十万七千円、それから国民年金の印紙売払代金が若干直定を下回りましたので、二十万円の減額、こういったものの相殺額として約九百万円の追加に相なっております。それから市債におきまして、やはり各種事業の実績、これが金額的に減と相なりまして、これによりますものが約四十三万円の減額、こういったものが歳入の主なものでございます。

それから歳出におきましては、各事務事業の執行残をできるだけ吸い上げました結果、ほとんどの款ともに減額に相なっております。それで前述いたしましたように、諸支出金におきましては、都市施設整備基金へ約一億九千万円、それから仮称第八小学校建設基金へ約二億円の積立金を計上しております。

ちなみに、それらの積立金の六号補正時点の予測の積立金額をいたしましては、都市施設整備基金が約五億八千二百九十万円に相なります。それから、八小の関係につきまして、約三億六千四百万円というところに相なります。特に、八小につきましては、

現在財源の想定、計画額から見ました想定によりまして、約四億円の一般財源が必要であらうというような積算になっておりますけれども、御案内のとおり、非常に土地も上昇の傾向を見せております。さらに、補償その他の関連につきましても、若干その小に付随して、今後、又必要な一般財源が出てくるのではないかとというような想定を持ちまして、できるだけ今回の補正で組みたいということなことで、累計額が三億六千四百百万円に相なっております。今後、又、実施に際しましては、資金経過、その他を見直しまして、その小をこの小に対応する財源措置をとっていきたいというふうに思っております。

その他の関係につきましては、各款にわたりまして、期末手当の支給額、これが予算計上額を下回ったことにより、その小を減額補正を行っております。そのほか民生費におきまして、国民年金印紙代、先ほど歳入に触れましたのと同じように、歳入におきまして二千百万円の減、その小から、保護関係の関連経費、この小も又減額に相なっております。そういうものを含めまして、民生費の合計におきまして四千四百百万円の減額。その小から、土木費では用地買収費等の執行残といったものが、道路関係でやむを得ず出ました関係等四千三百百万円の減額。この小から教育費におきましては、仮称中央図書館

建設費のこれらの執行残。この小が一番大きいものでございすけれども、この小の執行残締めて八千四百百万円の減額。以上が、主たる歳入歳出におきます予算の補正の内容でございす。

次に第二表でございます。地方債の補正につきまして御説明申し上げますと、各該当事業におきまして、たゞいま歳入歳出関連で申し上げましたように、事業費の増、あるいは減に伴いまして、起債の限度額を第二表のとおり補正をいたそうとするものでございまして、対象事業十件のうち増となりましたものが二件、その小から減となりましたものが八件、額にいたしまして四千二百十百万円の減額に相なっております。なお、補正第六号に關係いたします主要建設事業資料の關係につきましては、別紙のとおり一応御配付を申し上げてございすので、この小を参照いただきたいと思います。

以上、非常に簡単かつ雑駁でございましたが、補正第六号につきましての説明にかえさせていただきますと存じます。

よろしく御審議をいただきますして、原案御決定いただくようお願い申し上げます。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十二番(貫井喜代次君) 本補正予算に対して、まことに細かいことで恐縮ですけれども説明を求めます。

まず二十三ページ総務費の戸籍住民基本台帳費の職員手当についてお尋ねいたします。

ここに七十九円が超過勤務手当として追加されておりますが、この超過勤務手当は、当初予算において百十七万四千円、それから六月の補正で十二万九千円、今回で七十九万、計九十九万四千円という額になったわけですが、ただ、額が高いというところを、私は上がったということと申し上げるのではなくて、もちろんそれも一部あるかとも思いますけれども、新年度によると十九人の職員となっておりますが、この補正のところには確か十八人じゃないかと思えますけれども、こつたものを考へると一人の平均が月にして大体十六万九千円から十七万九千円と、こういうふうな超過勤務手当になるわけですが、これは職員の配員に欠陥があるのではなからうかというふうな考え方を私は持つものでございます。もちろんこういう長期間、長時間にわたる超勤というものは、職員

の健康管理上もまことによろしくないんじゃないかと思うわけで、その点、こういうふうなことで、こういうふうなことになるか、どのくらいの超勤が続いているのか、この二百九十円の超過勤務手当についての内容をひとつ御説明願いたいと思います。

それから次に、二十三ページの土木費、道路河川橋りょう総務費の中の職員手当において百二十三万四千円の期末勤勉手当が減額となっておりますが、先ほども期末勤勉手当の減に説明がありましたけれども、この道路河川橋りょう費の期末勤勉手当は、十二万の補正で百三十三万四千円を追加しております。そうした十二月の補正で百三十三万四千円追加してあるのかかわらず、今回百二十三万四千円の減にしたということは、十二月の百三十三万四千円追加した積算の基礎が何であったか、原因はどうであったか、これをひとつ説明していただきたい。

次に三十六ページの仮称中央図書館建設費の委託料の中の実施設計委託料と常駐監理委託料についてですが、今回実施設計委託料の減が七十四万五千円、常駐監理委託料の減が二百万円、これについても十二月の定例会で実施設計委託料は八十二万八千円と、それから常駐監理委託料においては二十七万六千円が追加されております。それで今回こういうふうな七十四万五千円の減と、二百万円の減というふうになったことは、どこ

に原因があつてこういうふうな事になったのか、その原因をひとつ説明をしたいと思います。

以上、三点について説明を求めます。

○総務部長(上野重勝君) 第一点の超過勤務手当、市民課の關係でございしますが、御案内のとおり市民課におきましては、たゞ電算の事務を合理化するためには、急いでおります。それから、さらに二月から加美平地区の区画整理が完了いたしましたので、このための住民台帳の整理等が関連いたしましたので、市民課関係では、最近非常に超過勤務が多くなつてきたということでもございします。市民課の超過勤務の内容でございしますけれども、十月以前におきましては、月に二十時間から五十時間程度でございしますが、一月におきましては市民課の市民係が延べ三百六十五時間、戸籍係が二百二十三時間というふうに変超過勤務が多くなつております。それから、又それと関連をいたしまして、二月あるいは三月におきましても引き続き超過勤務がかなり見込まれてゐるので、市民課関係の超過勤務手当が非常に高額になるということでもございします。

それから、道路橋りょう費の期末勤勉手当が減額になったということですが、これは十二月の時点におきましては、人員等の変更等にもよりまして、そのための増額を行つております。今回の場合には当初予算に六、四ヵ月分の総体的な期末勤勉

手当を計上いたしました。が、実質的にここで精算をいたしましたので、六、一ヵ月分が支拂実績として残っております。したかつて〇二ヵ月分が残つたわけですが、前回は十二月の期末手当を幾らにするのか、あるいは又、三月の期末手当は幾らにするのかという事が明確になっておりまして、職員増に伴う増加分だけ計上いたしました。が、今回は総体的な期末手当の額が決つてまいりましたので、それに基づきまして、六、四ヵ月と、それから六、一ヵ月分の差額分を減額をしたということでもあります。

○建設部長(斎藤多市君) 三十六ページの仮称中央図書館の建設費の実設計委託料の減額でございしますが、これにつきましては、御承知のように本年の一月九日に入札を行ひまして、落札業者が決定いたしましたので、十二月補正時点におきましては、実設計金額がかなり上がるということでも予測を立てまして、計上させていた。たわけでございますが、実際に、その後の実施設計の精査等を行ひまして、防衛庁との協議の中で、特に二次整品等が減額になったというふうな関係で、入札差金等も含めまして、実際の落札金額が正式に決まりましたので、ここに実施設計委託料につきましては、当初計画してありました監理を九月から予定してあったわけでございますが、御承知のように、その後着工時期が早くもした関係によるもので

でございます。

○十二重(貫井喜代次君) いま一回、念のために聞いておきます。

まず二十ページの問題ですけれども、加美平の関係が完了してそういうことになったといふようなことも原因の一つのように説明があらうしたけれども、先ほど申し上げたように、補正が六月にも行われておると、今回の七十九円はそういう点もあって超過勤務時間がふえたといふこともうかがわれますけれども、その三百六十五時間とか、二百五十六時間とかいふような非常に時間外の勤務が多過ぎること、これがずっと続いているようにさきの説明では思われるのでありますけれども、こつしたことを考えた上で、これは職員配員に原因があるんじゃないかと思つてすけれども、そうしたことには触れないけれども、そうした職員配員の考へ方についてどういふふうに思っているか。職員が不足しているからこつた超過勤務で押せ押せでやうざるを得ないという結果が、如実にここに数字的にあらわれてるんじゃないかと、こつたこつたに思ひますけれども、そういう点をどういふふうに考へてゐるか、その考へ方をひとつ。

それから三十ページ、職員の変更によると言ひますけれども、職員の変更は幾人の職員の変更があつたか、その内容がどういふふうな内容の変更であつたか、百三十

円補正をしている当時の内容はどういふふうな内容であつたか、あるいは細かく言えば、その積算後のようなことまでわかつたら説明をしていただきたい。

それから中央図書館の問題ですけれども、一月九日の入札というところ、実施設計というものがいつ完全にできたのか。そうしたことかできていなければこそ、十二月の定例会で八十二万八千円というものを追加したんじゃないかと思ひますが、常駐監理の方は当初九月であつたというが、それじゃあ、この常駐監理が九月であつたけれども、こつたこつた、あといつからということでは、いま説明がない。その点ひとつお願いします。

企画財政部長(浅見裕康君) 第一点の計数の管理の関係からの御質問についてお答へ申し上げます。

御指摘のとおり、いろいろ超勤といひましては、経常的な超勤、あるいはその事務事業の性質において、年度のある一定期間の超勤、さらに特殊な今回の住民関係で、いわゆる加美平の換地処分、あるいは来年度導入予定の住民情報の電算化関係。そういういろいろな理由によって超勤が多かつたというふうな形態が起るわけでございます。一応減額規定におきましての計数管理の考へ方といひましては、確かに全部課にわたりますして非常に厳しい条件にあるといふふうにはいたして

ます。しかしながら、それぞれ各課におきまして、それに対応する執行の管理体制を、それぞれの事務部局で取っていただきまして、仮に、一つの係がある課が忙しい場合には、他の課におきまして、あるいは他の係におきまして、それぞれある程度有限的なことに相なろうかと思ひますけれども、融通をとり合つてある程度応援できるように、そういう監督、指揮をしていただくように各部にはお願いを申し上げておる次第でございます。

すれにいたしまして、今回の補正の増額と申しますのは、先ほど申しましたか、そういったことが原因に於ております。又、一つの見通しの上に立ちますれば、その都度超過勤務手当を補正で伸ばしていくような形態は、御指摘のとおり、まことに好ましくないわけでございます。今後、これらの臨時的な業務の増加等に伴います超過勤務手当のある程度の額の推測につきましては、十分シビアに計算なり見通しを立てまして、今後の施策に対応したいということ、ただいま御指摘をいただきましたような点におきまして、十分反省をいたしますとともに、今後の予算編成に当たりたいと思ひます。

○総務部長（上野重勝君） 十二月の補正の関係ですが、百三十四万四千円でございますが、

一部人事異動がございまして、二人の職員が異動となり、その職員が給料の額が違つたということ、それからこの額の中には給与関係分も含まれておりますので、その他を含めまして百三十四万四千円という金額に達してゐます。

○建設部長（斎藤多市君） 図書館の関係の実施設計の委託料の減額でございますが、御承知のように、この図書館建設につきましては、十二月の二十二日に確認の許可がおりております。さらに、防衛庁の補助の交付決定を受けたのが十二月二十五日でございます。予算計上を十二月の補正時にけりすればよかったんではございますが、何分にも年末に防衛庁との折衝を行った関係で、それ以後にはつきりしたということ、かつございまして、先ほど申し上げましたように、一月の九日に入札した入札差金と、それから防衛庁との折衝の中で確定いたしました設計額、これらの減額によりまして算定されたものをここに載せたわけでございます。それから常駐監理委託料につきましても、当初着工が九月という予定で計上しておいたわけでございますが、一月に着工したという関係で、二月分、三月分のみを五十三年度で執行するということにしたわけです。

○十二番（貫井喜代次君） 戸籍の関係と道路橋りょう費の関係はよくわかりました。

ただいまの中央図書館の関係、差金の問題、あるいは設計額の減額というふうな説明がありましたけれども、これが減額する前は幾らで、幾らに減額になったか、それだけはひとつお願いしたい。

○建設部長（斎藤多中君） 当初予算額が一億九千七百三十四万六千円、それから実施設計額が一億四千九百六十七万二千円、若し額一億四千八百五十四万六千円でございます。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○九番（竹田政勝君） 市税の件で固定資産税の中で、土地と家屋と分けてあるわけでございますが、課税の金額は同じだと思ひますけれども、固定資産税において百分の一・四、それから都市計画税においては百分の〇・三というふうな課税をしていると思ひますけれども、この固定資産税においては、土地が二百八十七万六千円、それから、家屋の分が四百九十六万二千円となっておりますが、課税するときに、何と言いますか、固定資産だけを課税して都市計画は後にすると、こういうふうな計算の仕方をするかどうか、これをどうしようとお伺いします。

○企画財政部長（浅見祐康君） これは後にするものでございまして、一諸に課税をし

ていただくというふうなことでございます。

○九番（竹田政勝君） そうしますと、固定資産税は土地の方の家屋より少ない。それで、都市計画税になると家屋の方より土地の方が税額が多くなっていると、こういうことになっているけれども、これはどういうわけか。

○企画財政部長（浅見祐康君） 細かい資料が手元にはございませんで、現縮でございしますが、これらの件につきまして低額な課税、いわゆる低所得課税の分と、それから要するに都市計画税上は一応認められない分の調整分、その分は固定資産税上げ免除になるわけでございます。現在の税法の附則等いろいろなところについておりますけれども、そのものの関係でこれが全くイコールにならないというふうなことでございます。

なお、細かい点につきましては、又調査をいたしまして、それぞれの金額の具体的な調整の経過、あるいは内容につきましては、後ほど御報告申し上げたいと思ひます。

○九番（竹田政勝君） 数字を申し上げておきますと、土地分で固定資産税が二百八十七万六千円、都市計画税が百五十五万一千円、それから家屋の方にいきますと固定資産税が四百九十六万二千円と、それから都市計画税は百二十四万六千円と、非常にこう何といいますか、バランスがあまりにも崩れているので、お尋ねするわけなんですけれども、

ども、後ほど又この点も教えていたと思います。

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○十番(指田保雄君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十四号については、総務、建設、厚生、三常任委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本案は総務、建設、厚生、三常任委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって議案第十四号は総務、建設、厚生、三常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田博君) 日程第十三議案第十五号昭和五十三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 森田 猛君登壇)

○福祉部長(森田猛君) 御指名をいただきましたので、議案第十五号昭和五十三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算第三号につきまして御説明を申し上げます。本補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ三千五百十六万九千円を減額しようとするものでございます。この減額の理由といたしましては、本年は暖冬により流行性感冒が幸いにもなかったことによるためでございます。それを主として減額しようとするものでございます。

まず、第一番に歳入の二ページでございます。

国庫負担金三千五百十六万九千円を減額しようとするものでございます。これは療養給付費の負担金でございます。医療費の減額によるものでございます。

歳入につきまして、総務費におきまして百四十七万三千円を減額しようとするものでございます。総務管理費におきまして職員手当、これを三十五万円、それから徴収費を百十万三千円、それぞれ減額するものでございますが、その徴収費の減額は徴収員の減によるものでございます。従来十七地区ありましたものが、十二地区に減つ

たということ、必要がなくなったので減額しようとするものでございます。

保険給付費のうち療養諸費で三千五百六十万四千円を減額しようとするものでございますが、これは歳入と同じく医療費の減でございます。

公債費におきまして百三十三万二千円を減額しようとするものでございます。一時借入れが不要になりましたので減額しようとするものでございます。

予備費三百二十四万円を補正しようとするものでございますが、これは収支の調整を取ったものでございます。

以上でございます。

なお、本件につきましては、ことしの二月二十日に国民健康保険運営協議会におきまして、全会一致で決定されておりますことを申し添えます。

簡単な説明でございますが、慎重審議の上、原案御決定くださるようお願いいたします。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑を終わります。

○十番(指田保雄君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第十五号については、厚生委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま指田保雄君から、本案は厚生委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議なしと認めます。よって議案第十五号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田博君) 日程第十四議案第十六号昭和五十三年度福生市福生都市計画事

業福生土地区画整理事業会計補正予算(第四号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 斎藤多市君)

○建設部長(斎藤多市君) 御指名によりまして、議案第十六号昭和五十三年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算第四号につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、先ほども申し上げましたように、二月一日の換地処分に伴い、新都市建設公社への業務委託料の補正が主なものでございます。内容について御説明申し上げますと、歳入の第一款分担金及び負担金につきましては、加美平保留地処分金二十八百十七万四千円を補正しようとするものでございます。

第五款諸収入につきましては、預金利子三十二万を補正しようとするものです。以上、締めまして二十八百四十九万四千円の補正でございます。

次に、歳出について申し上げますと、第二款の事業費につきましては、加美平地区事業費二千五百九十九万九千円の補正でございます。主なものは新都市計画公社業務委託料二千七百二十七万九千円でございます。

福生駅東口の事業費につきましては、組みかえ補正でございます。

それから予備費で計数の整備をいたしまして、以上締めまして二十八百四十九万四千円の補正でございます。

大変簡単な説明でしたが、慎重御審議の上、原案御決定賜わりますようお願いいたします。

○議長(岩田博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二番(松山清君) 簡単なんですけど一つだけお聞きいたします。

保留地処分金につきまして、これはどういう形で保留地をどのくらい処分したか、ちょっと詳しくお聞きしたいと思っております。

○建設部長(斎藤多市君) 加美平地区の保留地でございます。高崎弥太郎さん、八巻松彦さん、原島軍平さんたちに保留地を分譲いたしまして、それに対する納入金でございます。高崎弥太郎さんが一千四百一十六万円、八巻さんが一千万円、それから原島軍平さんが九十一万九千円、その他三百二十三万九千円となっております。

○二番(松山清君) そうしますと、これは単価はどの程度で処分したか、それだけ参考になります。